

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成25年11月5日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

太秦地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

中京区西ノ京伯楽町の一部、西ノ京馬代町の一部、西ノ京藤ノ木町の一部、西ノ京壺ノ内町、西ノ京塚本町の一部、西ノ京春日町、西ノ京小堀池町

右京区太秦一ノ井町の一部、太秦和泉式部町の一部、太秦森ヶ東町の一部、太秦森ヶ西町、太秦垣内町、太秦蜂岡町の一部、太秦東蜂岡町の一部、常盤森町の一部、太秦安井小山町の一部、太秦安井車道町、太秦安井西裏町、太秦安井北御所町、太秦安井東裏町、太秦安井春日町、太秦安井藤ノ木町、太秦安井馬塚町、太秦安井辻ノ内町、太秦安井池田町の一部、太秦安井奥畠町の一部、太秦安井柳通町の一部、太秦安井辰己町の一部、花園寺ノ内町の一部、花園藪ノ下町の一部、花園中御門町の一部、花園春日町、花園ハツ口町、花園車道町の一部、花園伊町の一部、花園扇野町の一部及び花園内畠町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年11月5日から平成25年11月19日まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

## 5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

## 6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに(必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効), 京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地, 京都市都市計画局都市企画部都市計画課), ファックス(075-222-3472)若しくは電子メール(tokeika@city.kyoto.jp)によって提出してください。

## 7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)